

平成 20 年度三番瀬再生実施計画（案）に対する委員からの意見等

1 実施計画（案）本文の修正に関する意見

注 1：「意見」欄について、削除箇所は取消線、追加箇所はアンダーラインとしている。

注 2：「意見の提案理由」欄について、原則として委員からの原文どおりとしている。

節名・事業名	委員名	意見	意見の提案理由	備考
第 1 節 干潟・浅海域 1 干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験 2 淡水導入の検討・試験	竹川委員	<p>「…（中略）…干潟的環境(干出域等)形成の試験及び淡水導入の試験の実施に向け、<u>再生会議及び、三番瀬再生試験計画等検討委員会</u>の意見を踏まえ、引き続き事前環境調査を実施するとともに、…」</p> <p>「…（中略）…引き続き事前環境調査を実施するとともに、試験計画及びモニタリング計画を策定し、<u>漁業者、関係機関等及び環境団体との協議等</u>を行います。」</p>	<p>再生会議との連携が欠かせない。念のために記しておく必要がある</p> <p>漁業者と共に環境団体も参加した方がよりよいのではないかと思う。</p>	

		<p>1 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の開催 <u>4回必要に応じて開催</u></p> <p>3 事前環境調査の実施（春季・夏季・秋季）<u>国、県、市民などが実施した調査の成果を十分に活用する。</u></p> <p>4 漁業者、関係機関等及び環境団体との協議等</p> <p>5 <u>アサリ養貝場の現況調査の実施。</u></p> <p>6 <u>汽水域拡大の淡水供給源として、地下水・雨水の利用調査を開始する。</u></p>	<p>1 固定する妥当な理由はない。</p> <p>3 事前環境調査は試験の“目的”とも関連して干出域、淡水導入などは広域、多面的調査を総合した事前調査とする。</p> <p>4 上記 に同じ。</p> <p>5 先駆的な干出域形成の大規模な実験であるといえる。20余年の変化と現況の把握は、今後の試験のためにも有意義である。漁業者の協力のもとに実施して欲しい。</p> <p>6 湿地、河川を通して三番瀬への淡水供給源として活用の可能性を具体化できるのではないか。</p>	<p>1 修正可能 回数の記述を削除する。 会議の開催回数等は、検討委員会の中で検討されるものと考えため。</p> <p>3 修正可能 「事前環境調査等の実施（春季・夏季・秋季等）」とする。 （検討委員会の意見）</p>
--	--	--	---	--

<p>後藤委員</p>	<p>「…（中略）…干潟的環境(干出域等)形成の試験及び淡水導入の試験の実施に向け、三番瀬再生試験計画等検討委員会の意見、さらに<u>三番瀬再生会議の議論、検討を踏まえ、引き続き事前環境調査を実施するとともに、…</u>」</p>	<p>事業内容には三番瀬再生会議との関係が明記されておらず、明記すべき。</p> <p>個別の検討委員会は、必ずしも三番瀬再生会議との関係が明確になっていない。</p> <p>特にこの分野は、三番瀬再生にとり重要な位置づけになるものであるから、位置づけをより明確にする必要がある。</p> <p>また、この委員会が県と学識経験者のみ、特定の目的のみでスタートさせようとした経緯もあるので、特定の地域、委員構成に限定せずより広範な委員の参加も今後検討すべき。</p>	
-------------	---	--	--

<p>第2節 生態系・鳥類 1 行徳湿地再整備事業</p>	<p>竹川委員</p>	<p>「…（中略）…そこで、三番瀬との海水交換促進による干出域の拡大や湿地、<u>海域への淡水導入促進による汽水域化を図る施設の整備内容を検討するための調査を実施するとともに、学識経験者、NPO、市川市、県関係機関等による行徳内陸性湿地再整備検討協議会において、具体的な検討を行います。ため、協議会（仮称、計画前段の論議結果によって担当と決められた組織）は再生会議、（または実現化委員会）と緊密な連携を保ちながら、三番瀬との“水みち”の開削施策の具体化、施設の再整備や、<u>湿地環境の悪化防止のため現況水路、浄化池等の機能調査と維持管理等を行います。</u></u></p> <p>また…（中略）…」</p> <p>1 <u>三番瀬に通ずる湿地内施設整備の調査設計</u></p> <p>2 <u>検討協議会開催</u> 施設の整備内容等について、行徳内陸性湿地再整備検討協議会での検討を行います。 ・年2回<u>必要に応じ随時開催</u></p>	<p>本事業の担当組織は再生会議での確認をまって決定される。</p> <p>行徳湿地を三番瀬の後背湿地として位置づけた整備事業であることを明確にすること。</p> <p>当面の課題として、三番瀬への水路開削事業の取組を明示すること。</p> <p>1 記趣旨から湿地内施設に限定しない表現とした。</p> <p>2 再生会議は勿論、他の個別会議との比較しても年2回では機能が果たせないのではないか。</p>	<p>2 修正可能 回数の記述を削除する。 会議の開催回数等は、検討協議会の中で検討されるものと考えため。</p>
---------------------------------------	-------------	--	---	---

	後藤委員	<p>「…（中略）…また、<u>湿地環境の悪化防止のため、現況水路や浄化池等施設の機能調査及び維持管理等を行います。行徳湿地の再整備によって、三番瀬との有機的なつながりや影響が生ずることが考えられるので、三番瀬再生会議との連携を図りながら進めます。</u>」</p>	<p>行徳内陸は三番瀬の後背湿地としてばかりでなく、淡水導入も検討に入っているため、三番瀬との相互影響が予想されるので、有機的に議論をしていく必要がある。</p>	
2 三番瀬自然環境調査事業	竹川委員	<p>「…（中略）…そこで、平成18年12月及び平成19年度の三番瀬再生会議からの意見を踏まえ、生物とそれを取り巻く環境についての定期的な調査を行います。</p> <p>2 深浅測量 三番瀬の地形について調査を行います。なお、調査にあたっては、音響探査機を用いた測線間隔50mの測量に加え、RTK-GPSによる標高測定を追加して、精度を向上させて調査します。<u>する。こうした精度を向上させる方策として、浮泥層の測定方法について工夫を要する。</u></p> <p>3として下記の事項を追加する。 { 3 猫実川河口域の生態系と、生物による海水浄化力の調査を実施する。}</p>	<p>平成19年度についてはすでに意見集約の段階にあるから可能な限り新しい評価を考慮すべきである。</p> <p>2 護岸検討委員会での浮泥測量の論議を参考にしたものである。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえた修正可能意見のとおり、平成19年度に評価委員会で検討いただいた結果も踏まえる必要があるため、記述から「平成18年12月」を削除し、「三番瀬再生会議・評価委員会からの意見」に改める。</p>

<p>3 生物多様性の回復のための目標 生物調査事業</p>	<p>竹川委員</p>	<p>「<u>生物多様性の回復の度合いを県民にわかりやすく示すため、当面の目標として、回復の目安となる生物種（目標生物種）の選定等を行うことが必要です。を行うことを優先事業として位置づけ、予算措置を含め可能な体制をつくる。</u></p> <p>そこで、<u>年度目標として目標生物種(動・植物)候補を選定するとともに、当該生物の生活史、生態系の中での位置付けや生息環境条件等について、情報や事例を収集した後に、目標生物種の選定を進めます。」</u></p>	<p>当面する試験・工事などの環境影響を考慮して、いまだ本格的に実施されていない同海域の泥干潟・浅海域調査を行う必要がある。</p> <p>再生の目安として優先的な事業であることを明確にし、体制作りをする必要がある。</p>	
	<p>後藤委員</p>	<p>「<u>三番瀬再生の総合的な目標を明確にするため、三番瀬の変遷、かつて生息していた生物と生態系、環境条件等の整理を行い、現状を分析した上で、再生の目標となる生物を選定と再生すべき生態系、生息環境を抽出し、目標を共有していく必要があります。</u></p> <p>生物多様性の目標と回復の度合いを県民にわかりやすく示すため、<u>当面の目標として、回復の目安となる生物種（目標生物種）の選定等を行うことが必要です。していく事が重要です。</u></p> <p>そこで、<u>目標生物種(動・植物)候補を選定するとともに、当該生物の生活史、生態系の中での位置付けや生息環境条件等について、情報や事例を収集した後に、目標生物種の選定を三番瀬再生会議と県民参加の基、公開で進めます。」</u></p>	<p>個別の検討会議が設置される中で、三番瀬再生の総合的な目標を明確化し、共通認識を早急に確立する必要がある。</p> <p>また、目標の共有は当初から多くの主体が関わる事が重要である。</p>	

第3節 漁業 1 豊かな漁場への 改善方法の検討	工藤委員	「三番瀬周辺海域は、地形、海況等の変化により、漁場としての機能が低下していることから、三番瀬の漁場特性を整理し、 <u>小区画漁場ごとに改善方向を検討していくことが必要です。</u> …（中略）…」	本文前半で三番瀬周辺海域のほぼ全域に及ぶ漁業権漁場を対象に、漁場としての機能…という文言を使用しているため。	意見のとおり修正可能
	竹川委員	3 として以下を追加。 <u>3 アサリ養貝場の実績を検証し、今後に生かす。</u> （第一節の事業内容）	理由は第1節と同じ。	
2 アオサ対策	竹川委員	「大量に発生したアオサは三番瀬に堆積・腐敗して、漁場環境に悪影響を及ぼすことからアオサを効率的に回収することが必要です。 <u>の効率的な回収を行うとともに、専門家によるその発生と消滅に関する基礎的な研究も進めます。</u> そこで、アオサ発生状況調査を継続し、発生状況等について把握するためにアオサ情報ラインを設け、住民や市民調査からの情報を収集とともに、19年度に導入したアオサ回収システムにより発生状況に応じた回収を行っていきます。…（中略）…」	理由略す。 アオサの発生、繁茂の状況の情報は大勢の住民参加になじむ事業である、一箇所電話を決めておけば有効である。	

3 藻場の造成試験	竹川委員	<p>「…（中略）…そこで、<u>専門家の指導の下に改めて、目的に照らしてこれまでの造成試験の総括をした上で、漁業者と連携したアマモ場造成を試行し、モニタリング調査を実施するとともに、移植用の株や種子の確保、及びアマモの生態観察を目的に人工栽培手法の開発を継続して行います。」</u></p>	<p>藻場造成の目的に対して、今後試験を継続して達成の可能性がどうか検証総括する段階のように思われる。</p>	
<p>第4節 水・底質環境 2 三番瀬周辺の県の管理する河川再生の検討</p>	後藤委員	<p>「<u>水循環系の再生のため、三番瀬周辺の県等の管理する河川において、多自然化等、再生の検討を行う必要があります。</u> そこで、再生可能な県等の管理する河川を整理します。」</p>	<p>三番瀬の再生にとって重要な河川で市が管理しているものについても、検討、整理をしておく必要がある。</p>	
4 江戸川左岸流域下水道	後藤委員	<p>1 1行目以降新たに追加 ・<u>公共下水道への未接続箇所の解消</u> <u>未接続箇所や接続不可能箇所を解消するための対応策の検討</u></p>	<p>公共下水道が普及していても未接続箇所があるため河川の水質が悪くなっている場所がある（たとえば猫実川）。市と協力して接続を推進する必要がある。</p>	

	竹川委員	<ul style="list-style-type: none"> 江戸川第二終末処理場の整備等 <u>処理量の増加方策の研究</u> <u>大雨時の猫実川への未処理水の放流防止策</u> <u>の検討</u> 水処理東系列の整備ほか 	<p>人口減少、一人当たり利用水量の減少傾向などから、第二終末処理場の機能改善ができれば現在の設備で需要をカバーできるのではないか。</p>	
<p>第5節 海と陸との連続性・護岸</p> <p>1 市川市塩浜護岸改修事業</p>	竹川委員	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング調査 <u>平成18年12月の及び平成19年12月に予定される三番瀬再生会議からの意見を踏まえ、18年度～20年度施工区間等を対象として、護岸工事による影響等を把握するため地形測量、底質、生物、波浪等のモニタリング調査を実施します。</u> 	<p>上述（第2節2項）のとおり。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえた修正可能 護岸改修事業は、三番瀬再生会議や評価委員会・護岸検討委員会などの意見を聞きながら事業を進めているため、記述を「平成18年12月」を削除し、「三番瀬再生会議・評価委員会等からの意見」に改める。</p>

	後藤委員	<p>「…（中略）…老朽化が著しい2丁目地先の護岸については、早急に護岸の安全性を確保するとともに、海と陸との連続性を取り戻すことが必要です。</p> <p>そこで、生態系にも配慮した高潮防護の護岸改修を市川塩浜地区護岸検討委員会で検討し、<u>三番瀬再生会議、三番瀬評価委員会の意見を踏まえながら進めます。</u>」</p>	<p>これまでも委員会で検討し、三番瀬再生会議、評価委員会の意見、アドバイスを踏まえた慎重な手続きを経て進めてきたため、明記しておく。</p>	
2 護岸安全確保の取組	竹川委員	<p>「市川市塩浜2丁目と3丁目の区域以外においても、県民の生命・財産を守るために護岸の安全性を確保することが必要です。<u>は、地域防災のための高潮対策、行徳湿地の遊水池化などの総合的対策と併せて、護岸の安全性を確保することも重要です。</u>…（中略）…」</p>	<p>護岸検討委員会でのモニタリング結果評価における防護「目標達成基準」論議を踏まえたものである。</p>	
3 自然再生（湿地再生）事業	竹川委員	<p>「現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られています。</p> <p>そこで、市川市塩浜地区の市川市所有地において、検討委員会の検討を踏まえ、塩浜護岸の改修や地元市・関係機関等との協議調整に努め、<u>再生会議との早期情報交換など、連携を図りながら、自然再生（湿地再生）の基本的事項を確定させていきます。</u>」</p>	<p>浦安、市川における平成19年度の問題点であったとの反省に立って。</p>	

	後藤委員	<p>「現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られています。そこで、市川市塩浜地区の市川市所有地において、検討委員会の検討を踏まえ、塩浜護岸の改修や地元市・関係機関等との協議調整を図りながら、自然再生（湿地再生）の基本的事項を確定させていきます。</p> <p><u>また、浦安市、船橋市においても湿地再生の可能性について検討していきます。」</u></p>	<p>浦安市については外周緑道の整備や緑地の活用についても検討していく必要がある。また、船橋市においても海浜公園周辺の未利用地の活用等も考えられるので検討にあげるべき。</p> <p>また、広範囲の検討については三番瀬再生会議の基での総合的な検討が必要</p>	<p>意見の趣旨を踏まえた修正可能</p> <p>市川市塩浜を優先的に実施することとしているが、事業計画では、自然再生の検討を地元市や関係機関と協議しながら進めるとしているので、「また、自然再生の実現を図るため地元市や関係機関と協議を進めます。」のような加筆は可能。</p>
<p>第6節 三番瀬を活かしたまちづくり 1 三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組</p>	竹川委員	<p>「…（中略）…そこで、三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりについて検討をするため、<u>広域的な観点から県と県の果たすべき分野について指導性を発揮して地元市と協議を行うとともに、各市が行う三番瀬を活かしたまちづくりを支援します。」</u></p>	<p>地元市、再生会議で出されていた希望を受けたものである。</p>	
	後藤委員	<p>「…（中略）…そこで、三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりについて検討をするため、<u>広域的な観点から県と地元市、三番瀬再生会議、地元市民と検討を行う場を設置し、協議を行うとともに、各市が行う三番瀬を活かしたまちづくりを支援します。」</u></p>	<p>再生会議および地元市民を除いた「まちづくり」は考えられない。また、市によっては、「市民と行政の協働によるまちづくり」を今後の理念としている。</p>	

<p>第9節 維持・管理 6 三番瀬自然環境 合同調査実施事 業</p>	<p>竹川委員</p>	<p>「三番瀬の再生には、多くの人々がいろいろな形で参加できることが必要です。 そこで、<u>本年度は猫実川河口域の現況調査を実施します。そのため、特殊な器具や能力を必要とせず、多少の訓練を行えば誰もができ、かつ、一定の水準を具えた調査結果が得られる合同調査を、県民、NPOなどを公募して行います。</u>」</p>	<p>合同調査参加者の要望を受けたものである。</p>	
<p>第10節 再生・保全・利用 のための制度及び ラムサール条約へ の登録促進 1 三番瀬の保全・ 再生・利用のた めの条例の制定</p>	<p>竹川委員</p>	<p>「三番瀬の再生・保全には長期的な取組が必要とされています。<u>なり、そのためにも条例化が事業継続の保障となります。</u> そこで、この取組を支えるために、三番瀬の再生・保全・利用等の枠組みを明確にする条例の制定に向けて、<u>年度末を目途に、条例案を検討し、既存法令との関係の調整等に取り組みます。</u>」</p>	<p>方針、計画として載せる以上期待します。進捗状況を評価、検証すべきである。</p>	
<p>2 ラムサール条約 への登録促進</p>	<p>竹川委員</p>	<p>「谷津干潟と三番瀬との連携を考慮したラムサール条約への登録について、地域住民をはじめ、関係者・関係機関との協議・調整について責任者を置き、<u>来年度の韓国において開催されるCOP10を目標に推進します。</u>を進めます。」</p>	<p>上記と同じく、計画案の合意事項でありながら県民に対して無責任ではないかと思う。</p>	

2 再生事業の実施に当たって留意すべき意見、県に対する要望など

注：原則として委員からの原文どおりとしている。

節 名 事業名	委員名	意見	意見の提案理由	備考
第1節 干潟・浅海域 1 干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験 2 淡水導入の検討・試験	遠藤委員	「干潟的環境（干出域等）形成の試験及び淡水導入の試験の実施に向け…」と記載されているが、実験そのものについての目的が不明確である。	多様性については、1つの実験で検討することはできないので、目的を絞り込む必要がある。	意見の趣旨を踏まえた修正可能（修正案文は19ページに記載）
	後藤委員		また、再生の総合計画について再生会議で議論、整理しておく必要がある。三番瀬再生会議の基に総合計画を整理・議論する場の設置が必要。	
第3節 漁業 1 豊かな漁場への改善方法の検討	上野委員	牡蠣の養殖の検討・試験をお願いします。（ホンビノスガイの養殖の検討・試験も含む）	私は昨年、仙台・松島へアマモ養生、牡蠣の養殖について勉強のために行ってきました。漁業者、マリニア松島の人話を聞けば、ここ三番瀬でも充分「牡蠣の養殖」は出来ると思いました。牡蠣は常時海中に没していないと成長が止まるため、ある程度の深さを必要としますが場所を考慮し、最後（出荷時）は無菌海水で24時間養生すれば、生食も出来るようです。 あさり、のり以外にも事業活路を開くべきだと思います。	

<p>3 藻場の造成試験</p>	<p>上野委員</p>	<p>アマモ中心でも良いが、アマモに限定せずにさまざまな藻場を多くの場所に造成すべきではないでしょうか。 (浦安側での造成をお願いします)</p>	<p>神奈川県の水産試験場の工藤さんを浦安にお呼びし、勉強会を開きました。神奈川県ではアマモがアオサをある程度、制御したとのこと。浦安の日の出干潟でも最近、イカの卵、車エビ、サンショウウニなどをよく見るようになった。日の出干潟付近は冬場になると、ハネモ類が多いが他の海草類も多くなり、3年前にはアマモ場を確認している。夏場は藻類が消滅しているように見えるが、根はしっかり生きているので、浦安側を中心に実施したいと思います。</p>	
<p>第4節 水・底質環境 5 総合治水対策特定河川事業</p>	<p>工藤委員</p>	<p>20年度事業として、国が江戸川および江戸川放水路の管理を実施するに当たって、再生会議の意見を反映する事のできるシステムを構築して欲しい。再生会議には国土交通省もオブザーバーとして参加しているので、国の為すべき施策についても権限外とせずに十分な議論が為されていれば、答申に河川管理者に要請する事項を含ませ、それが知事から所轄大臣に伝えられた場合も対処出来るはずである。</p>	<p>県の専管河川について総合治水対策を進めることに異存はないが、それらを完璧に施行しても江戸川・江戸川放水路の管理に不備があれば三番瀬海域は再生不能に陥る。三番瀬再生には県・市町村・住民の協働だけでなく、国の協力を取り付けることが必須である。そこで再生会議の協議結果を知事に答申するに当たって、知事から1級河川管理者に対して強く要請する事項を含ませることが出来るようにするなどの工夫が必要である。</p>	

<p>第5節 海と陸との連続性・護岸 3 自然再生（湿地再生）事業</p>	<p>遠藤委員</p>	<p>自然再生（湿地再生）事業の実施により、その湿地に具体的にどのような機能を望むのか、明確にする必要がある。</p>	<p>湿地は多くの機能を持っているので、具体的にどのような機能を優先させるのかが大切である。</p>	
	<p>遠藤委員</p>	<p>調査資料が十分に活かせるよう、報告書の作成に当たっては、専門家のアドバイスを受けてみてはどうか。</p>	<p>事例の収集だけでは調査した結果にはならない。種々の立場で分析を要する。</p>	
<p>第6節 三番瀬を活かしたまちづくり 1 三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組</p>	<p>木村委員</p>	<p>「調和のとれたまちづくり」とは、人と自然との共生であると思います。「持続可能な開発」を実現する為に「自然のサイクル」を尊重した形が必要です。第二湾岸道路等を例に事業案として浮上した時の再生計画に与える状況を、自然の営みをよく考えた上で考えておく必要があると思います。</p>	<p>周辺区域、特に習志野の谷津干潟等勉強会の中に入れて、視察、経緯の資料配布、周辺の道路状況等グローバルな論議が必要である。</p>	
<p>第7節 海や浜辺の利用 1 ルールづくり</p>	<p>上野委員</p>	<p>市民にとって三番瀬再生会議の最大の関心事です。市民、漁業者、行政などの管理者がキチンとルールを作らなければ、再生会議そのものの存在意義をも問われるでしょう。</p>	<p>どんな制御をしても、市民はそこに海があれば行きます。いままで、この事に話し合わないまま、環境学習だの、親しまれる海辺だのとやってきましたが、多くの人がさまざまに絡み合う三番瀬にとってイの一番に取り組まなければならない課題でしょう。再生実施計画の一番上の無くてはならない議題だと思います。</p>	

			<p>「人」の存在無くして何も無く、「人」の存在有って秩序が生まれます。秩序(ルール)づくりを専門に、そして、徹底的に話し合う委員会の開催を要望します。</p>	
<p>第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進 2 ラムサール条約への登録促進</p>	木村委員	<p>「谷津干潟と三番瀬との連携を考慮した……」をより一歩踏みこんで、「環境保全交流会」を保護活動団体の参加で開催する。</p>	<p>谷津干潟のラムサール条約への登録の際も平成8年9月に発足させている。</p> <p>「漁業関係者の懸念」がオープンな再生会議に伝わっていない。</p>	
<p>第11節 広報 2 インターネットによる情報発信</p>	藤本委員	<p>三番瀬からのメッセージ という趣旨の囲み記事を有力一般紙の京葉面に年2回ほど記載する。という事項を追加して戴きたい。</p>	<p>三番瀬に興味・関心がある人は県のHPなどに自分からアプローチすれば活動等の状況を把握できます。しかし、再生を少しでも早め、よりよい状況に再生するには日頃無関心な人々にも働きかけて、関心を持ってもらう事が必要です。現在の活動にはその様な観点が不足しているように思われます。</p> <p>そこでマスコミを利用して定期的に情報発信する事が有効ではな</p>	

			<p>いかと思います。</p> <p>再生状況、活動状況、千産千消アピール、三番瀬ブランド作成、青潮・赤潮情報、三番瀬ルール、トピックス、温暖化による三番瀬の変化、その指標、など記載候補は種々あります。</p> <p>一般県民の注意を喚起し、啓発に繋がると思います。</p>	
<p>第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組</p> <p>1 国、関係自治体等との連携による広域的な取組</p>	藤本委員	<p>国、あるいは関係機関等の人為的ミス、管理不備などによる被害防止、不作為による事故等の防止に対し、県（企画調整課）は関係機関等との調整を行い、被害防止に努める。 という事項を追加して頂きたい。</p>	<p>先般、大野委員から話のあった江戸川河口堰の一挙開放による被害は甚大であり、いくら再生努力をしても一挙に灰燼に帰す恐ろしさを秘めています。</p> <p>この種の被害は極力防止せねばなりません。県がリーダーシップをとって、国や関係機関に持ちかければ殆ど費用も必要なく実施できるものと思われます。</p>	

全 体	後藤委員	<p>本来、「干潟的環境（干出域等）形成」、「淡水導入」、「行徳内陸性湿地」、「湿地再生」は、「三番瀬環境調査」、「生物多様性のための目標生物調査」や「行徳内陸性湿地」、「湿地再生」、「護岸」、「漁業」、「まちづくり」等を含めた三番瀬再生のための総合計画に基づいて行うべきで、再生会議主体で議論・検討する場を設置する必要がある。</p>	<p>トータルデザインの議論が十分できていないと、再生の個別の検討と全体の整合性が取れない（合成の誤謬）事が多々ある。</p> <p>円卓会議で作成した「三番瀬再生の方向性」をもう一度検討しトータルなデザインを確立し、個別の事業の位置づけやプロセス、相互関係を明確した計画が必要。</p>	
	後藤委員	<p>浦安市の新町の都市計画変更で見られたように、再生会議に途中報告、情報公開をすることなしに、県が独自に判断していくケースが見受けられる。</p> <p>再生会議は「徹底した情報公開」と「徹底した住民参加」に基づいているはず。</p> <p>検討段階、調査段階からの参加、情報公開を徹底するべき。</p>	<p>18年度、19年度では、県の各省庁内のみでの検討や調査がなされているが、このプロセスも再生会議や県民に共有する努力をしないと重要事項について知らされずに突然、決定がなされるという不信感が生まれる。</p> <p>この事は再生会議の存続にとっても県民にとっても根幹にかかわる問題なので十分な対応をお願いしたい。</p>	

	後藤委員	P D C A サイクルのすべての段階での三番瀬再生会議の関与と情報公開、住民参加のあり方を真剣に考えてほしい。	P D C A サイクルが単に行政内部のサイクルではなく、すべての段階で再生会議、住民参加がなされ情報公開がなされる必要がある。	
全 体 (県内の海岸域の自然環境保全・再生活動の交流について)	竹川委員	県内各地沿岸域につながる海域環境の再生保全周域の住民運動の交流集会を企画、実施する。	今後の三番瀬再生事業を推進する力は、国に対しても、住民の幅広い連帯と、行政、議会との新たな仕組みが求められると思うからである。	

p13 「第1節 干潟・浅海域」 遠藤委員の意見に対する修正案

原 案	修 正 案
<p>そこで、現在残る干潟的環境を保全しつつ、三番瀬の多様な環境再生の試みとして干潟環境（干出域等）形成の試験及び淡水導入の試験の実施に向け、三番瀬再生試験計画等検討委員会の意見を踏まえ、引き続き事前環境調査を実施するとともに、試験計画及びモニタリング計画を策定し、漁業者、関係機関等との協議等を行います。</p>	<p>そこで、現在残る干潟的環境を保全しつつ、三番瀬の多様な環境再生を試みるため、試験の目標を明確にしつつ、引き続き事前環境調査等を実施しながら、干潟環境（干出域等）形成及び淡水導入の試験計画及びモニタリング計画を策定します。</p> <p>その際、三番瀬再生試験計画等検討委員会の意見を踏まえるとともに、漁業者、関係機関等との協議等を進めます。 (検討委員会の意見)</p>

3 その他

注：原則として委員からの原文どおりとしている。

節 名 事業名	委員名	意見	意見の提案理由	備考
実施計画案の検討に先立って確認して頂きたい事項	竹川委員	<p>1 再生実現化試験計画等検討委員会（実現化委員会と略す）と再生会議の関係が（目的、機能、事務分掌など）整理されていない。</p> <p>再生会議で第一回の実現化委員会の報告を受けて論議した上で、再生会議として確認、了解する手続きが必要ではないか。</p>	<p>今後の再生論議の主体が実際の運営面からして事実上実現化委員会が主役となる可能性が強い。再生会議の機能の根幹となるチェック機能（特に幅のある再生事業や評価問題の検討など）や、“県民とのパートナーシップのもと、能動的に進める”体制がどのように保障されるのか掘り下げた論議が必要である。</p>	
		<p>2 行徳湿地と三番瀬の水路をつなぐ施策等について、再生会議で、検討組織と水路開設の具体案が出されている。まずその扱いについて論議し再生会議としての結論を出す必要があるのではないか。</p>	<p>水路問題は、次年度計画として左記の意見提案にたいする対応がどこにも見られない。再生会議の運営問題としておかしいばかりでなく、再生会議の主体性と役割を軽視するものである。円卓会議でまとめた自然再生のトップ施策に上げられている問題が一片の説明だけで処理された。対応組織の行徳内陸性湿地再整備協議会（協議会と略す）の次年度施策にもなく、再生会議での</p>	

			「今後検討していく」との答弁では再生会議委員の納得は得られないだろう。	
--	--	--	-------------------------------------	--